

令和 7 年

全員協議会記録

令和 7 年 6 月 2 4 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和7年6月24日（火曜日）
午前10時30分 開会 午前11時32分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	小 嶋 智 子 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	3 番	内 田 あ や 議員
4 番	吉 田 活 世 議員	5 番	齋 藤 幸 子 議員
6 番	伊 藤 妙 子 議員	7 番	渡 邊 竜 幸 議員
8 番	片 山 義 久 議員	10番	萩 原 圭 一 議員
11番	赤 松 祐 造 議員	13番	菅 原 満 議員
14番	鎌 田 泰 春 議員	15番	岩 澤 侑 生 議員
16番	富 澤 啓 二 議員	17番	内 山 恵 子 議員
18番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	加 山 卓 司
総 務 部 長	松 戸 克 彦	健 康 部 長	櫻 井 崇
企画部審議監 兼 次 長 兼	茂 呂 あかね	総務部次長兼 総 務 課 長	野 中 大 介
秘書広報課長 健康部次長兼 長寿あんしん 課 長	梅 津 俊 之	総 務 課 主 幹	大 塚 洋 文
長寿あんしん 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	川 口 暢	総務課長補佐	桶 田 和 幸
長寿あんしん 課 長 補 佐	石 井 ゆり奈		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

定期巡回サービス情報システム導入事業に係る損害賠償請求事件の控訴について

午前10時30分 開会

○小嶋智子議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆様、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして日頃から格別の御理解、御協力を賜りまして、どうもありがとうございます。

また、本日は議会会期中のお忙しい中、全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

本日は、健康部から、元職員に対するシステム導入業務委託料に係る損害賠償請求事件の控訴について、本年5月30日に本事件の一審であるさいたま地方裁判所において出された判決が、原告である本市の主張が全く認められない結果であったことから、控訴を行うこととしたことについて説明をさせていただきます。

詳細につきまして、担当から説明いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○小嶋智子議長 本日の案件は、定期巡回サービス情報システム導入事業に係る損害賠償請求事件の控訴についてです。

本件について説明願います。

櫻井健康部長。

○櫻井健康部長 それでは、元職員に対するシステム導入業務委託料に係る損害賠償請求事件の控訴について説明をいたします。

市長の挨拶にもございましたが、一審のさいたま地方裁判所の判決の主文は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用（補助参加によって生じた費用も含む）は原告の負担とする」といったもので、端的に申し上げますと、市の全面敗訴という結果になります。

判決の詳細については、この後、長寿あんしん課長に説明させますが、このような判決となった大きな要因といたしましては大きく2点ございます。

1点目が、市では今回の業務はシステム導入業務であると主張してきましたが、判決では、システムの開発業務であるとされたこと、2点目は、市はシステム開発、納品されていなかったと主張してきましたが、判決では、システム開発、納品はされていたとされたこと、この2点により市が主張してきた第1の争点である元職員による不法行為の有無について、システムが開発、納品されていたことが認められるとし、被告である元職員が原告である市の職員に対して、業務委託料を支払うよう手続を進めさせたことに不法行為はないとされたため、第1の争点について、市の主張は理由がないとされたものです。そのため、第2の争点である市の損害額、第3の争点である市の損害賠償請求権の時効消滅、第4の争点である過失相殺の等比についての検討が行われることなく、市の請求が棄却されました。

この結果を受けまして、顧問弁護士を含めて市と協議を行いました。実態として、市に納

品された成果物が存在しない状況で、市としてこの判決を受け入れることはできないという結論に至り、控訴することを決定したものです。また、控訴審を進めるに当たりまして、訴訟委託料26万2,000円等の補正予算を追加議案として提出させていただくことを御承知おきください。

私からの説明は以上となります。この後、判決の詳細について、長寿あんしん課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 それでは、本日配付させていただきました資料に基づきまして、判決の概要について説明させていただきます。

資料のほうを御覧ください。

初めに、事案の概要、市が原告になりますので、市が訴訟を行うこととした市の主張を説明いたします。

平成26年度当時、被告である保健福祉部長であった元職員は、部下の職員に対し、本件システム導入業務が完了しておらず、成果物の納品がないにもかかわらず、これが完了している旨の虚偽の説明をして、事業者に対して業務委託料1,566万円を支払うよう指示しました。市はこの行為が元職員の不法行為であると主張しています。その結果、市は平成26年12月26日に事業者に対し支払う必要のない業務委託料1,566万円を支払うこととなりました。これが市の損害であると市は主張しています。

市は、令和3年1月22日に上記事情を把握したことから、同年3月、元職員に対し損害額1,566万円及び弁護士費用相当額156万6,000円、損害額の10%相当額になります、合計1,722万6,000円の支払いなどを求めて、さいたま地方裁判所にて訴訟を提起しました。

本訴訟においては、原告である市の主張と被告の主張により争点が4点となりました。1点目が、元職員の不法行為の有無、システム開発の成果物の納品の有無になります。2点目が市の損害になります。3点目が、市の損害賠償請求権の時効消滅になります。4点目が過失相殺の等比、市側の過失のみになります。

結論として、令和7年5月30日に行われた判決の言い渡しでは、市の主張が聞き入れられず、1、原告の請求を棄却する、2、訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む）は原告の負担とするとなり、市の敗訴となっております。この補助参加とは、訴訟の途中から事業者が元職員を補助するために補助参加人として訴訟に参加しておりますので、事業者の訴訟費用も含むということになります。

続きまして、資料の裏面になります。

判決理由の概要、裁判所が判決主文の判断に至った理由になります。判決では、争点1、元職員の不法行為の有無、システム開発の成果物納品のみについてのみ裁判所の判断が示されております。裁判所の判断の1点目は、仕様書案及び契約書の記載内容から、事業者が請け負った業務の内容は、本件システムの開発業務のみであると認められたということです。市は、業

務委託の目的がシステムの導入であると主張してきましたが、仕様書案と契約書には、システムを開発することまでしか記載されていないことから、業務の範囲がシステムを開発することのみであったとされたものです。

次に、裁判所の判断の2点目は、証拠から認定できる事実から、事業者は平成25年7月頃までに本件システム開発の依頼を受け、平成26年6月頃までに本件システム開発を完了して成果物を納品したと認められるということです。

裁判所が、事業者がシステムを開発し、成果物を納品したと判断した根拠となる証拠は、1点目が、事業者が平成25年7月に元職員に対して本件システムに関する企画提案書をメールで送信したこと、2点目が、事業者が平成25年7月から平成26年1月までの間に下請業者に対して本件システム開発を依頼して、合計1,087万8,000円を支払っていること、3点目が、事業者が平成25年8月と12月に本件システムのユーザーとなる見込みの介護事業所の職員と意見交換を行っていること、4点目が、平成26年6月26日付の長寿あんしん課の受付印のある完了納品書、事業者作成、和光市宛てのものが存在すること、5点目が、成果物と同内容のものとされるCD-Rが存在し、当該CD-Rに本件システムのシステム設計書ファイル等と考えられるものが保存されていることとなります。

市はシステム開発がされていないことを主張しましたが、裁判所からは、システムが開発され成果物が納品されていたことを覆すものではないと判断されました。

市の主張の1点目は、平成26年12月まで本件システムに係る予算措置が講じられていないこと、これについて裁判所は、市の手続上の問題があっても、成果物は納品済みであるとしています。

市の主張の2点目は、令和4年5月の市の照会に対して、介護事業所が本件システムに関する打合せや動作確認に立ち会ったことはない旨回答していること。これについて裁判所は、回答した介護事業所の職員が、平成25年、平成26年当時の状況をどこまで把握しているか不明であるとしています。

市の主張の3点目は、事業者と意見交換を行った介護事業所の職員が平成26年頃に本件システムの話は立ち消えたと思っていた旨の陳述書を提出していること。これについて裁判所は、平成26年頃に本件システム開発は完了し、その後、導入、運用が事実上、中止となっていたことから、話が立ち消えたと思ったとしても矛盾しないとしています。

以上のことから、争点1、元職員の不法行為の有無、システム開発の成果物の納品のみに関し、裁判所はシステム開発の成果物の納品が認められるため、元職員の不法行為が認められないことから、他の争点、2、3、4を検討するまでもなく、原告である市の請求は認められないとして、市の請求を棄却するとの判決となったものです。

判決の概要についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

松永議員。

○松永靖恵議員 控訴期限というのはいつまでですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 5月30日に判決が出ましたので、控訴の期限は6月13日になりました、6月13日に控訴状を裁判所に提出させていただきました。その旨は、議長報告を同日で行わせていただいております。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 これはさいたま地方裁判所ですが、東京地方裁判所立川支部でも、同様に訴状を出して継続中だと思いますが、そちらの判決に影響を与える可能性を伺います。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 控訴していなかった場合につきましては、恐らく立川の裁判所でも今回の判決と同様の結果になると思われまますので、そういうところも含めまして、控訴させていただきました。

○小嶋智子議長 富澤委員。

○富澤啓二議員 控訴されて控訴審で新たに提出可能な証拠や主張は出せるのか、例えば3点ほど、本件支出の技術的評価、専門家意見書などを新たに提出する余地はあるか、2点目として、CD-Rの解析結果や当時のサーバーログ、クラウド履歴など機能実証に係る技術的証拠の整理ができるのかどうか、3点目として、長寿あんしん課の関係文書やメモ、職員間のやり取りの再検証等、新たな証拠や主張が出せるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 1点目の新たな証拠の部分につきましては、これから訴訟代理人をお願いする予定の弁護士とも相談して、検討していきたいと考えております。

2点目のCD-Rの検証なんですけど、現在このCD-Rにつきまして、証拠として提出されているのですが、成果物はCD-Rですが、このCD-Rは本件システムに関するものとされるシステム設計書ファイル、プログラム仕様書ファイル、プログラムのソースコード等が保管されておりますが、これらのプログラムは現在起動しません。その理由について事業者は、これらのプログラムがクラウド上の基本OSやデータベースの存在を前提として機能するものであって、CD-R単体では起動しないと説明しており、裁判所は、その説明に疑問を差し挟むような事情は見当たらないと判断しております。

3点目の職員間の検証なんですけど、現在、このシステムに関して長寿あんしん課に資料等はございません。職員に話を聞いても、こういったシステムが導入されたということを証言する者はおりません。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 控訴は支持いたします。この事件は単なる行政手続ミスや契約トラブルの枠を超えております。公金管理や組織意思決定、説明責任に対する根源的な問いを育てていると

思います。

控訴審では、実態の有無から一步進めて公共事業の適正手続、信頼性確保の観点から、裁判所の判断を問い直すことが要点となりますので、しっかり尽力していただきたいと思います。

○小嶋智子議長 内山議員。

○内山恵子議員 判決理由のところで、仕様書及び契約書の記載内容から事業者が請け負った業務の内容は本件システムの開発業務のみであると認められるとあるのですが、実際に仕様書のところに、成果物の納品については具体的な記載があったのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 仕様書、契約書の成果物の納品としては、CD-Rとなっております。

○小嶋智子議長 内山議員。

○内山恵子議員 裁判所の判決で、そこについては和光市の言い分が認められなかったというところで、実際に控訴をして、それを覆すだけの何か、和光市として証拠物を出すことは可能だという判断なのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回のさいたま地裁の判決ですと、実際に納品されたとする現物の確認がされていないまま、恐らくこのCD-Rに入っているのが成果物と同等のものであろうという中での判決になっておりますので、その点も指摘させていただいた上で、さらなる証拠等がどうかというのは、これから検討してまいりたいと考えております。

○小嶋智子議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 2ページ目の点が打ってあるところの3つ目、事業者が平成25年8月と12月に本件システムのユーザーとなる見込みの介護事業者の職員と意見交換を行っていることというふうであって、だけれども市の主張として、下側のところの点の2つ目、市の主張としては令和4年5月の市の照会に対して、介護事業者が本件システムに関する打合せや動作確認に立ち会ったことはない旨、回答していることというふうにあるんですが、これは介護事業者は、そういう打合せや動作確認に立ち会ったことはないと言っているのに、何で裁判所は介護事業者の職員と意見交換を8月と12月に行ったというふうに言っているのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 この資料に記載させていただいているんですが、裁判所の判断としては、回答した介護事業所の職員が平成25年、平成26年当時の状況をどこまで把握しているか不明だというふうな判断を裁判所が行っているので、なぜこういった考えになったのかというのはちょっと分からないので、その点についても、市としては控訴審で主張していきたいというふうに考えております。

○小嶋智子議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 でも裁判所は平成25年8月と12月に介護事業所の職員と意見交換を行って

ると言っているのは、何を基にして裁判所はそれを言っているんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 こちらにつきましては、補助参加人である事業者から提出された証拠、議事録というものがあまして、それを証拠だというふうに裁判所が出しています。ですが、介護事業所の職員は参加していないと言っています。そこがちょっと矛盾しているんですけども、そこはなぜか、補助参加人の証拠が採用されたというところで、そこは市としては控訴審でも主張していきたいと考えております。

○小嶋智子議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 だから介護事業所の方は、そういう意見交換とかをやった覚えがないと言っているのに、向こうの事業所側が提出した証拠だけを見て、そっちを裁判所は採用しているわけですよね。そういうことでよろしいですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 はい、おっしゃるとおりです。そちら側の補助参加人の証拠だけを採用されてしまったというところです。

○小嶋智子議長 内田議員。

○内田あや議員 市の中の管理体制のところでお伺いしたいんですけども、例えばベンダーとかとお客さんと打合せをしたときに、しっかり記録を残されていると思うので、それが採用されたのかなと推察しているんですが、市の中で、こういった外部の事業者と打合せをしたときに面談記録を残すような体制というのはどのような形になっているんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 通常であれば、議員おっしゃるとおり記録を作成するのが当然だと思うんですが、今回の件に関しては、そもそも正式な予算措置が取られていないまま動き出しているというのが、また一つ問題のあるところで、実際には予算措置が本当に行われたのは平成26年の12月なんです。でも、システムの開発が開始されたのが、裁判所は平成25年7月からもう開発が始められて、平成26年6月に納品されていたということで、正式な予算措置がされる前に行ったことについて、今回争いにはなっているんですが、そういった理由もあつてか、現在、長寿あんしん課に当時のそういった打合せの記録とかは全く残っていません。

○小嶋智子議長 内田議員。

○内田あや議員 諸課との兼ね合いだとは思いますが、全般的に記録が残るような体制になっているのであれば、この件が残っていないということの主張ができるのではないかなと思うのですが、全般的な、全ての外部との接点に関して記録を残すというような体制には現状なっていないという理解でよろしいですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 市のルールとかで、外部とやり取りした場合はきちんとこういった記録が残りますよというような、恐らくそういったルールは今はないと思います。恐らくそれ

ぞれの課の判断で記録は残しているという形になっていると思います。

そういった中で、ほかの案件でそういった記録が残っていて、この案件でそういった記録が残っていないから、この案件は実際なかったんだという主張はちょっと難しいのかなと思います。

○小嶋智子議長 片山議員。

○片山義久議員 予算措置が取られているか取られていないかというのは市の都合であって、業者には関係ないと思うんですけども、業者側に対して、発注をしたという書類とかというのは、証拠はあるのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 これにつきましても、実際平成25年7月ぐらいに開発が始められたというふうには言っているのですが、市のほうには、そういったものはございません。あくまでも企画提案書を提出したというのみですが、企画提案書を受けた元職員が、では発注しますみたいな、そういったメールが残っているかというところ、そういうのはないというところなんです。

○小嶋智子議長 菅原議員。

○菅原満議員 御説明は分かりましたけれども、論点で、こちら側がほぼ否定されて判決が出たということで、この点について、先ほど顧問弁護士等と相談してということでしたけれども、どういうふうに反論していくつもりなのか、証拠がないとなるとなかなか厳しいと思うので、その辺について、どうなっているのか確認させてください。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 大変申し訳ないですけども、控訴審がこれから行われますので、なかなかこういったことを考えていますというのを具体的にお答えしてしまうと、控訴審での影響が出てきますので、そこはお答えしにくいところで、またきちんと、控訴審でこういった内容で主張したということを言える段階で御説明したいと思いますので、今の段階で、こういったことを突いていきますというところまで、なかなか言いづらいのかなと思います。

○小嶋智子議長 菅原議員。

○菅原満議員 システム開発、納入、その後の不具合の関係でいくと、結構この契約の関係というのは法的なトラブルや争いというか、そういったものが見られるということで、システムの開発、その請け負うというか、それから先どこまで責任を負うのかというのが、なかなか契約の仕方で随分変わってくるというふうにも認識していますので、そういった契約の在り方については、ここの長寿あんしん課だけではないわけで、その辺について、全体としてどういうふうにしていくのか、この契約の仕方というのは相当きちんとしていかないと、システム開発、ここで言っているように開発までです、その後の納入、バグだとか不具合だとか、その辺についてはあちらです、それであちらの事業者は、いや、その辺については任せたまつちですというふうに契約の内容によって振られてしまう可能性もあるのかなと思うので、今後の全体としてどう考えていくのかについて確認をさせていただきますか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 ただいまの御質問は市としての契約、こういったシステムに関する契約の全般的な在り方になると思いますので、契約のほうを所管している財政課にそういった御意見があった旨をお伝えさせていただいて、所管課のほうで御検討いただけるように、全員協議会でこういった話がありましたということは伝えたいと思います。

○小嶋智子議長 菅原議員。

○菅原満議員 分かりました。この件とちょっと外れる面もあるので、伝えていただければと思いますが、今後どういう体制で顧問弁護士と、こういう場合、なかなか厳しい状況になると、私の知り合いの弁護士事務所では、1案件何人かでチームを組んで対応してしていく、必ずチームを組んで対応するというような話があるので、その辺の体制だけ確認をさせていただきますか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 この控訴審のほうを弁護士に委託する予定で、今度補正予算とかもお願いさせていただくことになると思いますが、基本的に、やはり1審のほうを担当していただいた弁護士に、この裁判というのは非常に内容が複雑な案件でありますので、1審で十分に精通されておりますので、基本的には引き続きお願いしようと思っております。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 そもそもの話になってしまうかもしれないんですけども、この本件システムの開発業務ということ自体が何か架空のものに見えてよく分からなくなっているんですが、以前出したもので平成26年の広報6月号に地域包括ケアシステム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、一応ちょっと見てきたんですけども、このことに関わるシステムでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回のこのシステムにつきましては、実際には存在していないシステムなんですけれども、基本的には介護事業所であったり、あとは包括支援センターであったり、あとは市もそこに加わりまして、そういった情報を共有するシステムであったというふうに認識しています。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 それなら、その情報を共有することが、今できていないということなんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 現在は当時のこのシステムではない別のシステムで情報共有は図られております。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 では、その平成26年6月号の広報に出ているものは、そのシステムで、この

当時は何かシステムを導入されていたのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成26年当時のことは、すみません、そこまで自分は把握していないので分かりません。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 資料の裏面の一番下の点のところの事業者と意見交換を行った介護事業所の職員が、一応これ事業者と意見交換は行っているということで、その後システムの話が立ち消えしたと思っているということは、この当時はどのようなシステムで、これに戻るんですけども、この定期巡回の対応をされていたのか、システムはなくてもやっていたのか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 定期巡回のサービス自体は当時から現在も行われておりますので、システムがなくてもサービスは提供されていました。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 裏面2ページ目の争点1の1つ目の丸に、仕様書案及び契約書の記載内容からというふうに書いてありますが、こちらは議会に示していただくことは可能なのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 提示することは可能です。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 後ほど議員全員に配付とかは可能なのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 議会事務局を通じて回答をさせていただきます。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 今回判決で、市が残念ながら全面的に敗訴と示されていると思うんですけども、その内容につきましてこれから控訴するという話なんですけど、市の考えとしては、全面対決する考えなのか、それとも一部やはり市としても認めざるを得ないというふうな考え方なのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 まず、今回争点1である元職員の不法行為の有無についてのところで、今回、システムは開発され、成果物が納品されていたのだから市に損害は存在しないというところでのみの判断になっておりますので、その争点2であったり3であったり4、特に4の過失相殺の部分について判断が示されていないということになりますので、まずは控訴審では争点1を覆すことによって、その後の争点2、3、4についても、裁判所の判断が示されるものと認識しております。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 先ほど梅津課長が別のシステムで現在は稼働しているということだったので

すが、そのシステムの開発はいつ頃されたものなんでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 いつぐらいまでか、そこは把握しておりません。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 システムの開発を依頼したときというのは、いつもCD-Rで受け取るんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回のこの成果物がCD-Rとなっているんですが、実際に今回のこのシステム、事業者からの説明によりますと、クラウド上で使うシステムというふうになっておりますので、必ずしも成果物はCD-Rというよりも、システムが稼働できる状況になることが成果物である場合もあると思います。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今回のこの問題になっているシステムについて、市は開発が完了したのか、それとも否か、どちらの立場で、今、裁判を闘っていらっしゃるんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 完了はしていなかったと判断しています。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、完成していなかったという根拠というのは、どこら辺に持っていらっしゃるんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 先ほども申しましたが、CD-Rが納品されたというところで、完成していたというふうに補助参加人のほうは主張しているのですが、実際に、そのCD-Rの中身を確認できたのかというと、実際裁判でもそこは確認できていないにもかかわらず開発が終わっていたというふうに判断しておりますので、市としては、開発は取り組まれたかもしれませんが、最終的に、開発が終了したところまではいっていないのではないかとというふうに考えております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 しかし、新しいシステムを導入するときにはCD-Rの提出というのは、ほかのところから受けていないと、さっき聞き、そういう内容なのかなと思ったんですけども、違いますか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 当時の職員の発言で、何かCD-Rが1枚納品されたことは納品されたらしいんですが、その内容まで確認しないまま支出してしまったということを聞いております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 私の認識だと、システムの導入というのは、使っている端末の上から確認するのではないのですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 通常であれば、当然そのシステムができましたということであれば、実際にそれを使ってみて、そのシステムが稼働するのかどうか、仕様どおりの内容になっているかというのを確認するのが当然だと思うんですが、当時は、そういった確認が行われなかったそうです。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしますと、確認をしなかったということで未確認と。そうすると開発が行われたのか否かということに対して、明確な答えを持ってないと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 市としても確かに確認されないまま支出してしまっているというところはミスだとは思いますが、ただ実際に、本当に成果物があつたのかどうかというところを、補助参加人のほうはあくまでもそれらしいものは出してきているんですが、実際に本件システムを確認できるような証拠は向こうも出していないという状況になりますので、そこについては争っていきたくて考えています。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 確認なのですが、そうしますと当時、システム自体の確認はしていないと、結局、市側は完成したシステムを見ないままシステムが完了したという考えというか、立場に立ってこれから闘うという理解でよろしいですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 基本的に、市としてはシステムの開発が完了しておらず、成果物が納品されていないという立場で主張していきます。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしましたら、システム自体が開発されていないし、納品もされていないという立場ですね。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 システムの開発には取り組まれていたと思うんですが、システムの開発が完了したのかということにつきましては、完了していないというふうに市としては考えています。

○小嶋智子議長 齊藤議員。

○齊藤幸子議員 ちょっと確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

結局、業者が市と契約をしていないにもかかわらず、システム開発をし、しかもそれが終わっていることはあり得ないということを言っているんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 システムの開発は始まっていたと思うんですが、それが完了して、市に成果物が納められたかというところについては、システムの開発は完了しないで、成果物は納品されなかったという主張で市は考えています。

○小嶋智子議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 話を伺っていると、結局受け取る時に動作確認をしなかったことが市としての落ち度だというふうに私は感じているんですけども、その中で今回、仕様書に定められた基準を満たしているかいないかという点では、相手側の納品物は満たしているという理解で合っているんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 実際にCD-Rの中身が現在確認できないので、恐らくそれらしきものは入っているというふうに裁判所は認めているのですが、実際にそれが稼働するのかというと、稼働しない証拠が提出されておりますので、その確認は取れていないです。

○小嶋智子議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 例えば仕様書の段階で、そもそも稼働しないものをつくってもらっている状況であれば、それは仕様書どおりにつくっても稼働しないのだったら、それは相手側もそのとおりにつくっているんだというふうに主張をすると思うんですね。そもそもその仕様書が、稼働するようになっていたのかどうかという点でお伺いします。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 その仕様書が稼働するかどうか、そこまでは、私のほうでは確認を取っていないです。

○小嶋智子議長 片山議員。

○片山義久議員 令和2年12月定例会の議案第106号、この訴えの提起を説明する際に、市長は本件業務の納品物とされるCD-Rは存在せずと言っているんですけども、実際にはCD-Rらしきものがあるとさっき言っていたんですけども、そこは違うのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成26年の12月のときにCD-Rがあっただけなんですけれども、令和2年の当時はなかったと思います。

○小嶋智子議長 片山議員。

○片山義久議員 では、納品したときはあったんですね、CD-Rは。確認です。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成26年6月にまず納品したということになっているんですが、実際今回の案件については、先ほども申し上げましたが、平成25年7月ぐらいから開発されて、平成26年6月に納品されたというふうになっているんですけども、実際にCD-Rがあっただけというのは、平成26年12月の支出する段階ではあっただけなんです。それが中身を確認しないま

まで終わっているというところが問題ではあるんですが、平成26年12月ぐらいにはそのCD-Rはあったというふうな証言があります。ただ、令和2年の訴えの提起の段階ではなかったということだと思います。

○小嶋智子議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 1審の判決に関して、私も疑義を持っております。納品書及びCD-Rの存在をもって本件システムは納品済みと認定しておりますが、実際に起動、稼働しない仕様のソフトウェアを完成品とする判断の相当性が問われると思います。控訴して当然だと思っております。

被告の説明、指示が組織意思決定、いわゆる予算編成や議会答弁に影響を及ぼしたと思っております。それが違法な支出に直結しているならば、これは民法第709条、信義則違反、善管注意義務違反としての故意過失の立証が再検討されるべきだと思いますので、闘っていただきたいと思っております。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 訴訟に関する送っていただいた資料によると、平成27年2月頃に4市の医師会で統一のフォーム、統一のシステムであるメディカルケアステーションの導入を推すなど、原告が単独で本件システムを導入して運用することが困難な状況となりというふうな記載があるんですけども、実際に開発はされて納品はされたということで今回、事実認定されていて、それでこういうような事情の変更によって、それを導入するのが困難になったので導入を中止したというふうな筋書きのように見えるんですが、そうなった場合、市として、先行してそういうものを発注してしまったこと自体が市の責任ということになるので、実際、開発して納入した事業者は特に責めを負わないというか、そういうような判定だという理解でよろしいですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 議員のおっしゃるとおりで、予算措置がされないままに進んでしまったので、市としては、そこは手続上の問題もあるというふうにあるんですが、それでも事業者としては、もう開発して納品したのだから、納品されていたということで、その納品されたものに対して、元職員は部下に対して業務委託料を払うように、その手続を進めるようにという指示をしたので、その指示は開発されたものに対してお金を払うという指示だったので、そこは不法行為ではないというふうに判断されました。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 実際に発注自体が正当なものだったかどうかという、通常だどどの時点で予算措置されることになるのか、発注する時点で予算措置があって発注ということになるのかと思うんですけども、それを先行してやっちゃって、そのときにはどこにも諮っていないわけですね。議会にもそういうシステムが発注されることは諮られていないので、それで、結果的にもう出来上がって納品されてしまって、だけれども、それを使うような状況ではなくな

ったという事態の変化があったと考えると、この責めを負うべきというのはどこになるんですかね。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 市の通常の契約では予算措置が、普通、予算を確保されて、その予算が確保されてから発注するのが当然だと思うんですけども、今回は、市も平成26年6月に納品されてしまったというところで、平成26年12月になってから後追いでその開発を認めるかのように補正予算を計上して、契約を行って、支出しているということになっておりますので、そこがやはり裁判所からも、そこを市としても問題視していないというふうに判断されてしまったので、通常、市は本来そういったことはやらないんですよということを説明しても、後追いで市がそういった形でこの事案を認めるような行動を取って支出しておりますので、そこは問題がないというふうに判断されてしまったというところです。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 今の答弁について、もう一回確認ですが、2ページ目、裏面の大きい丸2つ目の点が4つ目で、平成26年6月26日付の長寿あんしん課の受付印がある完了納品書、事業者作成、和光市宛てが存在することというのは、市の認識としては、この完了納品書は違法ではなくて正しいものという認識でよろしいのでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 これは完了納品書自体が市にはなかったんですね。市にはなくて、被告である元職員の訴訟代理人が事業者から提出してもらった証拠ということで、被告のほうから提出された証拠になります。

これについて、市の当時の職員にこれの作成について話を聞いたんですが、もう市の職員では誰もこれは作成していないと発言をしております。しかし、なぜかこの長寿あんしん課の受付印が押されてあった。そこも受付印は押されているんですけども、普通、受付処理番号簿とかで番号を取るのですが、番号がないまま、ただ受付印だけが押されている納品書をなぜか事業者が持っていたというところです。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 先ほどの続きなんですけれども、実際に補正が通って、それで即日支払いがされていきましたよね。ということは、議会での補正の審査のときには、これから発注するかのような説明がなされたと思うんですけども、実際にはもう開発は終わっていて、納品、物が実際にされたかどうかというのは私もよく分からないんですけども、されたということになって、それで補正を上げて、即日支払ったという案件だと思うんですが、そうすると、事業者がそれを開発したのかしなかったのかとか、納品されたかされなかったかということではなくて、その東内元職員の不法行為というのは、事前に議会にも諮らず、予算も上げずに発注をして、それが入ってきてしまったので、それを払わなければならなくなって、そこで補正を上げたという、そして虚偽の説明をしたという、そこにあるんですよ。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 市としては、その行為も不法行為であるというふうに認識しているのですが、裁判所からは、市の手続上の問題はあっても、実際に開発されて、納品された委託に対してお金を払わせたというところは、不法行為ではないというふうに判断されてしまった。市としては、そこが問題だとは思っているんですが、そこを判断してもらえないまま、過失相殺の争点4でそういった相手方の過失であるというところを争点の4番で争ってはいたのですが、その4の判断に至ることなく、その争点1の部下の職員に対して開発が完了していないにもかかわらず支払いの手続をさせたというところは問題ないというふうに判断されてしまったので、そこまで過失相殺とかまで踏み込んでいただけないまま1審は終わってしまったというところなんです。市としてはそこも問題だと思っています。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 少し戻るのですが、完了納品書ですけれども、市にはなくて業者のほうから提出された。押してある印というのは本物という認識でいいんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 今回の裁判で市の職員2名が証言しておりますが、その2名とも、その受付印は市のものだというふうに証言しております。

○小嶋智子議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 このシステムについてなんですけれども、記憶の中で、元職員の不祥事に対する特別委員会の中で、元職員が厚生労働省の上司に当たる課長が同じようなシステムのことをやったというのが、たしかどこかに載っていたと思うんですけれども、そこら辺のところは、その厚生労働省の方は検挙、逮捕されたのか分からないんですけれども、たしかそれが問題になったというのが報告されていたんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 大変申し訳ございません。ここについては、ちょっと把握しておりません。

○小嶋智子議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 ちょっと私も記憶がどうかかと調べていないんですけれども、たしかどこかのところでそういう報告があったんですよ。特別委員会の報告書にもそれが載っていたかなというふうに記憶しているんですけれども、その辺をちゃんと調べていただいて、国のほうはどうなったのかというところ、同じことをやったというのが記憶にあって、その上司の課長がやったことを、同じことを真似してやったというふうなことが出ていたので、そこはよく調べてもらって、そちらの状況を確認してやっていただければと思います。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 先ほどの別のシステムにまた戻ってしまうんですけれども、これまでのお話をお聞きしていると、平成26年12月に補正予算が出されて、そこでこういうシステムという項

目が出ていたにもかかわらず、別のシステムを、いつ頃からということは分からないと先ほど御答弁されていたんですが、こういうシステム開発を補正予算で平成26年12月にやっていたにもかかわらず、別のシステムを開発するときにそこに立ち戻らないで、いつの間にか、その何年後かに別のシステムが稼働されているということですか。ちょっとそこがよく分からないのですが。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 基本的にこのシステム、納品されたとされるシステムについて、恐らく、もうこのシステムの存在自体が把握されていなかった。実際市のほうではこの成果物、納品されたというシステムを使ったところがないとありますので、このシステムは存在していたということを認識していた職員がいなかったというふうに思います。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 あと別の質問なんですけれども、先ほどの裏面の一番下の白丸の市の主張する以下の事実は上記の認定を覆すものではないというところの2つ目のポッチの令和4年5月の市の照会に対して、介護事業所が本件システムに関する打合せや動作確認に立ち会ったことはない旨回答している。そして、その次の点のところでは、事業者と意見交換を行った介護事業所の職員がいるということですね、これは。この事業者とそういう打合せは行ってはいるんですね。介護事業者がシステム開発をしたとしている会社と意見交換は行っているんですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 事業所の職員で打合せを行ったことを認めている職員はいます。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 1審の中で出てきたのは1名です。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 では、市としては、このシステムはもともと発注していないですから、こういったシステム開発が行われていたということは、東内氏以外の方は全く意識していない、何も認知していない中、その介護事業所の職員は平成26年頃にシステムの話は立ち消えたと思っていた。そういった方が1人いるということですか。

○小嶋智子議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 1名いらっしゃいます。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○小嶋智子議長 なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午前11時30分 休憩)

再開します。(午前11時32分 再開)

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

議 長 小 嶋 智 子

副 議 長 待 鳥 美 光